

令和2年第1回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。
2	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。
3	武蔵野市組織条例の一部を改正する条例 (例規P. 113)	市長の内部組織の分掌事務を変更するため、所要の改正をするものである。 第六期長期計画策定に伴う機構改革により改正を行う。
4	武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 448)	年次有給休暇の取得について、所要の改正をするものである。 会計年度任用職員の年次有給休暇について、規則で定める取得単位での付与を行うことができる旨の改正を行う。
5	武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 543)	報酬及び費用弁償を支給する非常勤職員の削除、追加等をするため、所要の改正をするものである。 ①特別職非常勤職員の報酬についての改正 ・青少年委員の削除 ・災害弔慰金等支給審査委員会の委員の追加 ②規定整備
6	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 567)	一般職の職員の給与改定に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①勤労手当の支給率の改定 ②旅館業法の改正に伴い、別表第6備考の規定整備を行う。
7	武蔵野市債権の管理に関する条例	債権の管理に関する事務の処理について一般的な基準等を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって市民間の負担の公平性の確保及び健全な行財政運営に資するため、制定するものである。 債権の管理に関する事務の処理について一般的な基準等を定めるため制定するもの。
8	武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例 (例規P. 1448)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・法改正を踏まえ、印鑑の登録ができない者を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改正 ・本市は磁気ディスクをもって調製する住民票を取り扱っているため、住民票に係る表記を「記載」でなく「記録」と統一する。
9	武蔵野市福祉型住宅管理条例の一部を改正する条例 (例規P. 1673)	民法（明治29年法律第89号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・民法改正を踏まえ、連帯保証人の責任が無制限でないことを明示し、負担する額に極度額を設定する。 ・連帯保証人が立てられない場合に保証金の納付をもってこれに代えられる規定を追加 ・連帯保証人が立てられず、かつ、保証金も納付できない場合は規則で定める手続をもってこれらの手続に代えられる規定を追加
10	武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 (例規P. 2233)	雨水排水計画の届出等を義務付ける対象を拡大するほか、所要の改正をするものである。 ①責務を課す事業者に国、都等が含まれることの明記 ②市、市民、事業者に課す責務について、地表の緑化等を含めた総合的な「雨水浸透等対策」に拡充 ③道路等の新設等についても排水計画の届出を義務化
11	武蔵野市市営住宅条例の一部を改正する条例 (例規P. 2354)	民法（明治29年法律第89号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・民法改正を踏まえ、連帯保証人の責任が無制限でないことを明示し、負担する額に極度額を設定する。 ・連帯保証人が立てられず、保証金も納付できない場合は規則で定める手続でこれらの手続に代えられる規定を追加

12	武蔵野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (例規P.2404)	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。 ①災害援護資金の償還について、半年賦、月賦の方法を追加 ②災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、武蔵野市災害弔慰金等支給審査委員会を設置
13	人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について	武蔵野市道上において発生した人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものである。 損害賠償の額 124万8513円
14	人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について	武蔵野市道上において発生した人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解をするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものである。 損害賠償の額 191万9193円
15	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、所要の改正をするものである。
16	石神井川排水区雨水幹線切替等に関する業務委託契約の変更について	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年3月武蔵野市条例第11号)第2条の規定により、提案するものである。 ・契約金額 7億644万4620円を上限→10億3696万3620円を上限 ・履行期間 令和3年9月30日まで→令和4年2月28日まで
17	令和元年度武蔵野市一般会計補正予算(第5回)	◎14億9502万6千円増 (補正後の予算額703億1514万2千円) (主な内容) 歳入:市税=2億8400万円増、地方譲与税=300万円増、利子割交付金=1500万円減、配当割交付金=2000万円増、地方消費税交付金=1億3900万円減、自動車取得税交付金=1000万円増、地方特例交付金=1億5719万円増、地方交付税=1441万5千円増、使用料及び手数料600万円減、国庫支出金=4億4105万6千円減、都支出金=2億2486万2千円増、財産収入=2776万8千円増、寄附金=4812万1千円増、繰入金=2億1975万8千円減、繰越金=21億924万円増、諸収入=1億8663万6千円減、市債=8170万円減 ◎繰越明許費 ・庁舎の維持管理:3047万円 ・桜堤ケアハウス管理運営事業:460万円 ◎債務負担行為補正 ・新学校給食桜堤調理場(仮称)建設事業:限度額:20億3234万1千円→20億6198万4千円 ◎地方債補正 ・防災施設整備事業:限度額9970万円→8800万円 ・調理場施設整備事業:限度額4億7340万円→4億340万円
18	令和元年度武蔵野市下水道事業会計補正予算(第2回)	◎4704万2千円減 (補正後の予算額 27億280万円) ◎地方債補正 ・下水道事業:限度額 1億6810万円 →9570万円
19	令和元年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算(第2回)	◎5835万1千円減 (補正後の予算額 129億6980万8千円)
20	令和元年度武蔵野市後期高齢者医療会計補正予算(第2回)	◎255万8千円減 (補正後の予算額 37億4741万5千円)
21	令和元年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算(第2回)	◎2215万1千円減 (補正後の予算額 116億7274万4千円)
22	令和2年度武蔵野市一般会計予算	◎676億6300万円
23	令和2年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	◎129億1787万円
24	令和2年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	◎38億5424万円
25	令和2年度武蔵野市介護保険事業会計予算	◎119億8852万円
26	令和2年度武蔵野市水道事業会計予算	◎収益的収入 37億2955万円 収益的支出 36億7551万円 ◎資本的収入 3億2559万円 資本的支出 18億8526万円
27	令和2年度武蔵野市下水道事業会計予算	◎収益的収入 30億9807万円 収益的支出 30億4804万円 ◎資本的収入 8億1711万円 資本的支出 12億1094万円

(追加提案予定)

- 武蔵野市教育委員会委員の任命の同意について